

(第3回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 3月17日
契約業者名	清水建設(株) 四国支店
契約業者の住所	香川県高松市寿町2-4-5
工事の名称	令和4-7年度 桑野道路長生・明谷トンネル工事
工事場所	徳島県阿南市長生町柳木谷から西山
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について 記述する)	トンネル L=約1,001m
工期(自)	令和 5年 3月16日
工期(至)	令和 8年12月28日
変更前の契約金額	3,673,637,000円(税込み)
変更金額	+ 999,900,000円(税込み)
変更後の契約金額	4,673,537,000円(税込み)
変更理由	<p>本工事は、令和5年3月6日付けで、清水建設株式会社四国支店と契約を締結し、現在鋭意施工中であるが、工事発注後明らかになった下記理由のとおり、施工性の観点から本工事で施工することが不可欠であることから変更契約するものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 道路土工 他工事との調整の結果、運搬先を追加する必要性が生じたため、残土処理工を増工する。2. トンネル工(発破工法) 地山の岩判定の結果、支保パターンが変更となったことにより、掘削・支保工を増工する。3. 掘削補助工 不良地山の出現等により掘削が困難となったため、掘削補助工法を追加し、掘削補助工Aを増工する。4. 仮設工 特記仕様書第82条に基づき、変更契約により対応として明示していたトンネル仮設備工を追加する。5. 工期は元設計のとおりとする。